

SCB SHINKIN
CENTRAL
BANK

金融調査情報

2019-3

(2019. 5. 15)



信金中央金庫

SCB 地域・中小企業研究所

〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7
TEL. 03-5202-7671 FAX. 03-3278-7048
URL <http://www.scbri.jp>

福井信用金庫の2支店の平日休業について

視点

2018年8月の規制緩和を受け、当座預金を取り扱う信用金庫の支店の平日休業が可能となった。来店客の少ない過疎地域を抱える信用金庫において、店舗統廃合ではない新しい効率化の選択肢が増えたと考えられる。

こうしたなか、福井信用金庫は2019年4月より粟田部支店を母店とする2支店（味真野支店、池田支店）で平日休業を開始した。これら2支店の1日あたり来店客数は20～30人であり、地域密着性と経営効率化のバランスのなかで平日休業を選択した経緯がある。平日の窓口休業時も、母店の渉外担当者による訪問営業、ATMの稼動を行うので、顧客利便性の低下は限定される。今回の平日休業により、計算上は3人の職員の再配置が可能となる。

顧客利便性の低下を最低限に抑えつつ、経営の効率化を図る手法として、今後、他金庫への普及が予想される。

要旨

- 2018年8月の規制緩和により、当座預金を取り扱う支店でも平日休業の実施が可能となった。
- 福井信用金庫は、来店客の少ない2支店（味真野支店、池田支店）の効率化策として、2019年4月から平日休業を開始した。
- 2支店の渉外担当者は母店（粟田部支店）に集約済みであり、また融資業務も母店にて対応するため、平日休業に伴う顧客利便性の低下は小さいとみられる。
- 人口減少が激しい地域を抱える信用金庫にとって、店舗統廃合ではない新しい効率化の選択肢が増えたと考えられる。

キーワード

支店の平日休業、信用金庫法施行規則第128条、顧客利便性の維持、経営の効率化

※本稿は2019年1月の取材内容に基づくレポートである。

目次

はじめに

1. 規制緩和により支店の平日休業が可能となる
2. 福井信用金庫の取組事例
3. 実施にあたり検討した点など
4. 想定される導入効果

おわりに

はじめに

2018年8月の規制緩和を受け、当座預金を取り扱う信用金庫の支店の平日休業が可能となった。来店客の少ない過疎地域を抱える信用金庫において、店舗統廃合ではない新しい効率化の選択肢が増えたと考えられる。

こうしたなか、福井信用金庫は2019年4月より粟田部支店を母店とする2支店（味真野支店、池田支店）で平日休業を開始した。これら2支店の1日あたり来店客数は20～30人であり、地域密着性と経営効率化のバランスのなかで平日休業を選択した経緯がある。平日の窓口休業時も、母店の渉外担当者による訪問営業、ATMの稼働を行うので、顧客利便性の低下は限定される。今回の平日休業により、計算上は3人の職員の再配置が可能となる。

顧客利便性の低下を最低限に抑えつつ、経営効率化を図る手法として、今後、他金庫への普及が予想される。

1. 規制緩和により支店の平日休業が可能となる

2018年8月の規制緩和により、信用金庫の支店の平日休業が可能となった。営業時間の弾力運用（いわゆる窓口営業時間の短縮）については、2016年9月の規制緩和で可能となっており、多くの信用金庫で昼休みが導入されている¹。一方、平日休業については、これまでは出張所や（一般）代理店といった当座預金を取り扱わない店舗に限られ、他業態の出張所や代理店で平日休業の実施事例がみられた程度である。

今回の規制緩和では、休業規定が見直され、当座預金を取り扱わないといった要件が緩和された。改正信用金庫法施行規則第128条第2項および同条第3項において、『顧客利便性を著しく損なうことがなければ、当座預金を営む事務所であっても、現行法令で規定されている休日（土日祝日等）以外にも休日の承認を受けられることとする。』となった（図表1）。

¹ 2019年1月18日付金融調査情報（30-18）「信用金庫による支店窓口営業時間の弾力運用実施時の留意点等について—経営戦略⑬—」を参照

(図表 1) 休日の申請等

第二百二十八条 金庫は、令第十二条第二項第二号の規定による休日の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出するものとする。

[一・二 略]

2 金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

[一・二 略]

[号を削る。]※

3 金庫は、令第十二条第二項第二号の規定による休日の承認を受けたときは、次に掲げる事項を当該承認に係る事務所の店頭に掲示するものとする。

一 令十二条第一項第一号各号及び第二項第一号に掲げる日以外の休日

二 前号の休日の実施期間（実施期間を設定する場合に限る。）

三 当該事務所の最寄りの事務所の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先

(備考) 1. 従前は※に 『三 当該申請に係る事務所に当座預金業務を行っていないこと。』が記載されていた。

2. 金融庁公表資料より信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

2. 福井信用金庫の取組事例

(1) 経緯

福井県福井市に本店を置く福井信用金庫は、2019年4月から2支店で平日休業を開始した(図表1)。当座預金を取り扱う支店の平日休業は全国の金融機関で初の試みとなる。

同金庫は、2001年の3金庫合併、2016年の武生信用金庫との合併を経験しており、地域密着経営の継続と店舗網の効率化のバランス維持に苦慮していた。

すでに同金庫は、物理的な距離の近い店舗を、フルバンクサービスを提供する母店と個人業務に特化した子店に再編成するエリア制度を導入済みである。支店の平日休業は、同制度をもう一段進めた効率化策を検討するなかで浮上した。

当局による規制緩和の検討状況を睨みつつ準備を進め、8月の規制緩和後に具体的な申請案の作成などに取り組んだ。財務局への申請を経て、12月に对外発表を実施している。对外発表から実際の開始まで4か月を設けたのは、国内初の試みであり、一定期間の周知が必要と考えたためである。

(図表 2) 福井信用金庫概要

本店所在地	福井県福井市
創 立	1930(昭和5)年8月
預 金 残 高	7,891億円
貸 出 金 残 高	3,901億円
役 職 員 数	655人
店 舗 数	49店舗

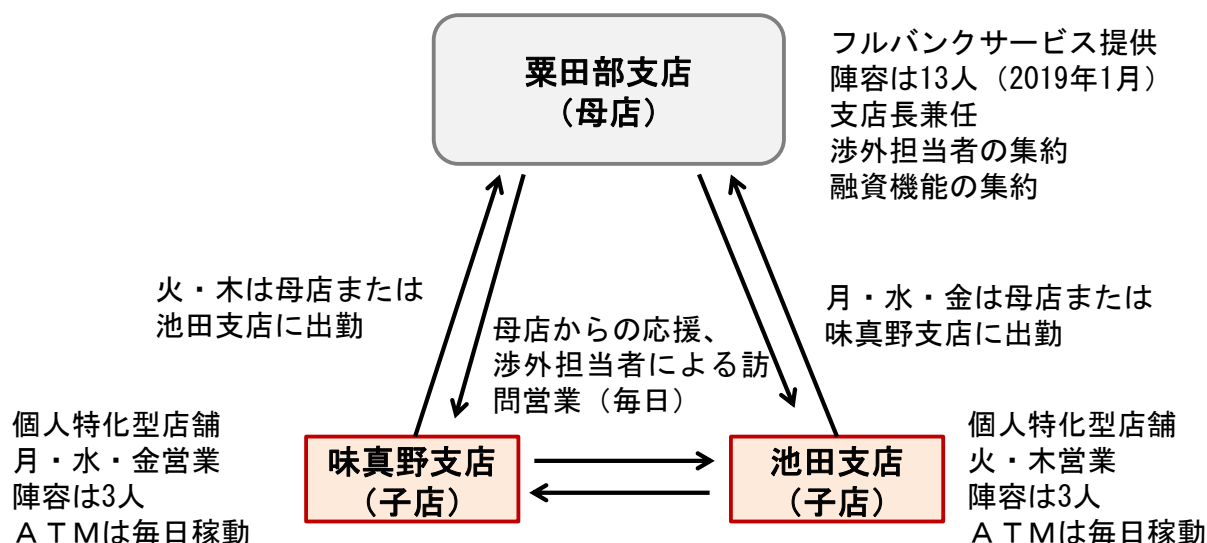
(備考) 2018年3月末

(2) 平日休業の仕組み

同金庫が2019年4月に平日休業を開始したのは、味真野支店と池田支店の2支店となる。それぞれの営業日を月・水・金の3日間、火・木の2日間に設定した。味真野支店と池田支店は、栗田部支店を母店とする個人特化型の子店である。独立したフルバンクサービスを提供する支店ではなく、エリア制度に属する子店の平日休業だったため、仕組み作りも比較的容易であった。

3支店の提供サービスおよび営業日、人員などは以下のとおりである（図表3）。

(図表3) 平日休業のスキーム図



(備考) 信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

① 栗田部支店 (母店)

栗田部支店は、フルバンクサービスを提供し、人員は13人である(2019年1月時点)。同支店の支店長は、味真野支店と池田支店の店長を兼ねる。渉外担当者は5人おり、うち味真野支店と池田支店のテリトリーを各1人が担当する。

エリア制度の導入により2支店の渉外担当者は同支店に集約しており、また、融資機能も同支店が担う。4月以降の2支店休業日の内国為替は同支店が代行店舗となる。念のため同支店の端末を増設したが、基本的には代行取引で対応可能とみている。

② 味真野支店 (子店、月・水・金営業)

味真野支店は、個人特化型の子店であり、人員は3人である(男性役席1、女性2)。1日の来店客数は20~30人である。地域の競合関係をみると、近隣に地方銀行の支店がある。

4月以降は、月・水・金の3日間のみ窓口を開け、火・木は休業日とする。ただし休業日もATMは稼働するし、母店の渉外担当者による訪問営業も実施することで利

便性の低下を抑える。代行取引の仕組みを活用することで、休業日も顧客は粟田部支店窓口で従来と同じサービスを受けられる。

また、同支店の職員3人は、月・水・金の3日間は同支店に出勤し、火・木は同支店での顧客情報の共有を行うため、2人は池田支店に1人は粟田部支店に出勤する。

③ 池田支店（子店、火・木営業）

池田支店は、個人特化型の子店であり、人員は3人である（男性役席1、女性2）。1日の来店客数は味真野支店と同様、20～30人である。地域の競合状況をみると、近隣に郵便局と農協の店舗がある。

4月以降の営業日は、火・木の2日間とし、月・水・金の3日間は窓口を休業する。ただしATMの稼働や母店の渉外担当者による訪問営業は休業日も実施する。

また、同支店の職員3人は、火・木の2日間は同支店に出勤し、月・水・金は同支店での顧客情報の共有を行うため、2人は味真野支店に、1人は粟田部支店に出勤する。

2支店のうち、味真野支店を3日営業とし、池田支店を2日営業にしたのは、来店客数や市場規模などを勘案した結果である。仮に年金支給日や記念硬貨発売日などと休業日が重なっても、休業日を変更する考えは現時点ではない。

（図表4）味真野支店の様子



（備考）信金中央金庫 地域・中小企業研究所撮影（2019年1月）

3. 実施にあたり検討した点など

実施にあたり検討・工夫した点は、①休業日の顧客利便性の維持、②休業日のセキュリティ、③窓口の休業が長期となる場合の対応などである。

(1) 休業日の顧客利便性の維持

今回のスキームは、エリア制度に属する子店の平日休業である。そのため、休業日も母店で金融取引を行うことが可能である。繰り返しとなるが、ATMの稼働および渉外担当者による訪問営業も実施するので、顧客利便性の低下は限定的とされる。

(2) 休業日のセキュリティ

2支店の休業日のセキュリティは土日祝日と同様である。特段のセキュリティは不要と考えた。

(3) 窓口の休業が長期となる場合の対応

土日祝日と休業日の配置により1週間程度連続で窓口を開けられない時期もある。例えば月曜日が祝日の際の味真野支店は、土曜～火曜日まで4日間窓口を閉めることになる。同金庫では1年程度様子を見て、顧客利便性に著しい問題が生じた場合などは臨時営業の実施も検討する予定である。

また、休業日が長期となる場合のATMの現金装填やATMコーナーの清掃、特に冬場の店舗周りの雪かきなどについて対応が必要と考えている。

(4) その他

実施にあたり以下の点を工夫した。

- 顧客利便性の維持に対応するため、味真野支店と池田支店のATMを硬貨入金可能な最新機種に変更した。
- 平日休業時における味真野支店と池田支店のATM障害監視の連絡先は栗田部支店とする。
- 池田支店と味真野支店の留守番電話の音声は、遠隔操作で土日祝日と平日休業日で切り替えられるようにした。
- 当座預金に残高不足が発生する取引先の平日休業日の対応として、渉外担当者によるフォローまたは当該顧客が栗田部支店に直接来訪することとする。事前調査では、対象顧客は数先であり、渉外担当者の業務負荷が増えることもない。

(5) 検討課題 (2019年1月時点)

平日休業の事務取扱要領やマニュアルなどはエリア制度の要領等をもとに作成する。ただし実際の運用開始後に新たな課題などが見つかる可能性もあるので、1年程度は

様子を見ていく。

労務管理面では、味真野支店と池田支店に勤務する職員の通勤手当（ガソリン代）を見直す必要が生じる。ただし現状は、通勤手当の変更が必要となるような職員は配置されていない。

4. 想定される導入効果

今回の平日休業により、計算上は3人の職員の再配置が可能となる。同金庫では、人員の再配置によって、より注力したい地域の営業店や本部の拡充部門に職員を傾斜配置したいと考えている。

おわりに

これまで過疎地域を抱える信用金庫のなかには、移動金融店舗車によるフォローや代理店への種類変更などを行い、顧客利便性の低下を抑える努力がみられた。昨年来、昼休みを設けることで人員の効率化に取り組む動きも活発である。

今回、福井信用金庫が実施した支店の平日休業スキームは、人口減少が激しい地域を抱える信用金庫にとって店舗統廃合ではない、新しい店舗効率化策の選択肢になり得ると言えよう。2019年5月には地方銀行でも支店の平日休業の開始事例が登場する。2019年度以降、信用金庫で支店の平日休業の普及が予想される。

以 上
とね かずゆき
(刀禰 和之)

本レポートのうち、意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。投資・施策実施等についてはご自身の判断によってください。

【バックナンバーのご案内：金融調査情報】

号 数	題 名	発行年月
2019-1	信用金庫の小売業、飲食業、宿泊業向け貸出動向	2019年4月
2019-2	信用金庫の若手職員育成事例④ ー新宮信用金庫ー	2019年5月

*バックナンバーの請求は信金中央金庫営業店にお申しつけください。

信金中央金庫地域・中小企業研究所 活動状況
(2019年4月実績)

○レポート等の発行状況

発行日	分類	通巻	タイトル
19.4.3	内外金利・為替見通し	2019-1	日銀は現行の金融政策を維持しようが、状況次第では追加緩和の可能性も
19.4.8	ニュース&トピックス	2019-02	城北信用金庫の融資渉外実践研修について
19.4.8	金融調査情報	2019-1	信用金庫の小売業、飲食業、宿泊業向け貸出動向
19.4.8	内外経済・金融動向	2019-1	全人代後の中国経済 —様々な景気対策を導入して米中貿易摩擦の悪影響を回避—
19.4.15	中小企業景況レポート	175	全国中小企業景気動向調査結果(2019年1~3月期) 【特別調査：中小企業におけるインターネット利用とキャッシュレスへの対応について】
19.4.16	ニュース&トピックス	2019-03	中小企業におけるキャッシュレス支払手段の現状と今後の意向 —第175回全国中小企業景気動向調査より—
19.4.22	ニュース&トピックス	2019-04	不安定な状況が続く中国経済 —米中貿易摩擦の動向次第では失速の可能性も—
19.4.26	内外金利・為替見通し	2019-2	日銀は少なくとも20年春頃まで、超緩和策を継続すると表明

○講演等の実施状況

実施日	講演タイトル	主催	講演者等
19.4.10	信用金庫業界の概要と足跡について	鹿沼相互信用金庫	松崎英一
19.4.12	信金中央金庫 地域・中小企業研究所の概要と最近の活動について —「IoT」や「人材活用」の調査研究事例—	城南信用金庫	鉢嶺実
19.4.16	消費税増税の影響と2019年度の経済見通し	埼玉縣信用金庫	角田匠

<信金中央金庫 地域・中小企業研究所 お問い合わせ先>

〒103-0028 東京都中央区八重洲1丁目3番7号
 TEL: 03-5202-7671 (ダイヤルイン) FAX: 03-3278-7048
 e-mail: s1000790@FaceToFace.ne.jp
 URL <http://www.shinkin-central-bank.jp/> (信金中央金庫)
<https://www.scbri.jp/> (地域・中小企業研究所)